

改正後	改正前
<p>旅館業法施行細則</p> <p>昭和三十三年四月一日 規則第十五号</p> <p>改正 昭和三六年 一月一六日規則第 昭和三六年 三月三一日規則第 一〇号 一〇号</p> <p>昭和三七年二月一〇日規則第 昭和四五年一〇月一五日規則第 七三号 七三号</p> <p>昭和五三年 四月 一日規則第 昭和六一年 六月一〇日規則第 一八号 三六号</p> <p>平成一一年二月二八日規則第 平成一三年 三月三〇日規則第 八九号 六三号</p> <p>平成一五年 三月 七日規則第 平成一七年 三月 七日規則第 一三三号 二五号</p> <p>平成一七年 四月 一日規則第 平成一九年 三月三〇日規則第 五五号 三三三号</p> <p>平成三〇年 七月一三日規則第 令和 二年二月一四日規則第 四八号 七〇号</p> <p>令和 三年二月二八日規則第 一〇二号</p> <p>旅館業法施行細則</p> <p>旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）旅館業法施行令（昭和三十三年 政令第百五十二号）旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第八号）及び旅 館業法施行条例（昭和三十三年千葉県条例第七号）に基き、旅館業法施行細則 （昭和二十三年千葉県規則第五十一号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」とい う。）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和三十三年政令第百五十二号）、 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「規則」とい う。）及び旅館業法施行条例（昭和三十三年千葉県条例第七号。以下「条例」とい う。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>全部改正〔平成一五年規則一三三号〕、一部改正〔平成一七年規則五</p>	<p>旅館業法施行細則</p> <p>昭和三十三年四月一日 規則第十五号</p> <p>改正 昭和三六年 一月一六日規則第 昭和三六年 三月三一日規則第 一〇号 一〇号</p> <p>昭和三七年二月一〇日規則第 昭和四五年一〇月一五日規則第 七三号 七三号</p> <p>昭和五三年 四月 一日規則第 昭和六一年 六月一〇日規則第 一八号 三六号</p> <p>平成一一年二月二八日規則第 平成一三年 三月三〇日規則第 八九号 六三号</p> <p>平成一五年 三月 七日規則第 平成一七年 三月 七日規則第 一三三号 二五号</p> <p>平成一七年 四月 一日規則第 平成一九年 三月三〇日規則第 五五号 三三三号</p> <p>平成三〇年 七月一三日規則第 令和 二年二月一四日規則第 四八号 七〇号</p> <p>令和 三年二月二八日規則第 一〇二号</p> <p>旅館業法施行細則</p> <p>旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）旅館業法施行令（昭和三十三年 政令第百五十二号）旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第八号）及び旅 館業法施行条例（昭和三十三年千葉県条例第七号）に基き、旅館業法施行細則 （昭和二十三年千葉県規則第五十一号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」とい う。）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和三十三年政令第百五十二号）、 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「規則」とい う。）及び旅館業法施行条例（昭和三十三年千葉県条例第七号。以下「条例」とい う。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>全部改正〔平成一五年規則一三三号〕、一部改正〔平成一七年規則五</p>

五号・一九年三三三号

第二条 規則第五条第一項に規定する施設についての旅館業法施行条例第五条の基準は、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合に限り、当該照度の五分の一まで緩和することができる。

一部改正〔昭和四五年規則七三三号・平成一五年一三三三号〕

(許可の申請)

第三条 規則第一条に規定する申請書は、旅館業営業許可申請書(別記第一号様式)とする。

全部改正〔昭和六一年規則三六六号〕、一部改正〔平成一五年規則一三三三号〕

(承認の申請)

第四条 規則第一条の三に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(譲渡)(別記第二号様式)とする。

第五条 規則第二条に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(合併)(別記第三号様式)又は旅館業営業承継承認申請書(分割)(別記第四号様式)とする。

全部改正〔昭和六一年規則三六六号〕、一部改正〔平成一三年規則六三三三号・一五年一三三三号〕

第六条 規則第三条に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(相続)(別記第五号様式)とする。

全部改正〔昭和六一年規則三六六号〕、一部改正〔平成一三年規則六三三三号・一五年一三三三号〕

(変更等の届出)

第七条 規則第四条に規定する届出は、旅館業営業変更届出書(別記第六号様式)又は旅館業営業停止(廃止)届出書(別記第七号様式)を提出して行わなければならない。

全部改正〔昭和六一年規則三六六号〕、一部改正〔平成一三年規則六三三三号・一五年一三三三号〕

(電磁的記録)

第八条 条例第十二条第一号に規定する浴室の管理運営に係る記録について、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)による作成を行う場合は、営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク

五号・一九年三三三号

第二条 規則第五条第一項に規定する施設についての旅館業法施行条例第五条の基準は、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合に限り、当該照度の五分の一まで緩和することができる。

一部改正〔昭和四五年規則七三三号・平成一五年一三三三号〕

(許可の申請)

第三条 規則第一条に規定する申請書は、旅館業営業許可申請書(別記第一号様式)とする。

全部改正〔昭和六一年規則三六六号〕、一部改正〔平成一五年規則一三三三号〕

(承認の申請)

第四条 規則第一条の三に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(譲渡)(別記第二号様式)とする。

第五条 規則第二条に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(合併)(別記第三号様式)又は旅館業営業承継承認申請書(分割)(別記第四号様式)とする。

全部改正〔昭和六一年規則三六六号〕、一部改正〔平成一三年規則六三三三号・一五年一三三三号〕

第六条 規則第三条に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(相続)(別記第五号様式)とする。

全部改正〔昭和六一年規則三六六号〕、一部改正〔平成一三年規則六三三三号・一五年一三三三号〕

(変更等の届出)

第七条 規則第四条に規定する届出は、旅館業営業変更届出書(別記第六号様式)又は旅館業営業停止(廃止)届出書(別記第七号様式)を提出して行わなければならない。

全部改正〔昭和六一年規則三六六号〕、一部改正〔平成一三年規則六三三三号・一五年一三三三号〕

(電磁的記録)

第八条 条例第十二条第一号に規定する浴室の管理運営に係る記録について、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)による作成を行う場合は、営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク

ク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

2 条例第十二条第一号に規定する浴室の管理運営に係る記録及び**同条第十四号**に規定する水質検査の記録について、電磁的記録による保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

3 営業者が、前項各号の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

追加〔平成一九年規則三三三号〕、一部改正〔平成三〇年規則四八号〕  
（宿泊者名簿）

第九条 規則第四条の二第三項第二号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 室名
- 二 到着年月日
- 三 出発（予定）年月日
- 四 前宿泊地
- 五 行先地

追加〔昭和六一年規則三六号〕、一部改正〔平成一五年規則一三三号・一七年五五号・一九年三三三号・三〇年四八号〕

附則 この規則は、旅館業法施行条例施行の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。

附則（昭和三十六年一月十六日規則第一号）  
改正 昭和三十六年 三月三十一日規則第一〇号

1 この規則は、公布の日から施行する。

ク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

2 条例第十二条第一号に規定する浴室の管理運営に係る記録及び**同条第九号**に規定する水質検査の記録について、電磁的記録による保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

3 営業者が、前項各号の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

追加〔平成一九年規則三三三号〕、一部改正〔平成三〇年規則四八号〕  
（宿泊者名簿）

第九条 規則第四条の二第三項第二号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 室名
- 二 到着年月日
- 三 出発（予定）年月日
- 四 前宿泊地
- 五 行先地

追加〔昭和六一年規則三六号〕、一部改正〔平成一五年規則一三三号・一七年五五号・一九年三三三号・三〇年四八号〕

附則 この規則は、旅館業法施行条例施行の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。

附則（昭和三十六年一月十六日規則第一号）  
改正 昭和三十六年 三月三十一日規則第一〇号

1 この規則は、公布の日から施行する。

<p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている証明書、許可証等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。</p> <p>4 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十六年三月三十一日（第九條中別記第三百三十八号様式及び第四百四十一号様式による用紙については、昭和三十七年三月三十一日）までは使用することができる。</p> <p>一部改正〔昭和三十六年規則一〇号〕</p> <p>附 則（昭和三十六年三月三十一日規則第十号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和三十七年十二月十日規則第七十三号） この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている証明書、許可証等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。</p> <p>4 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十六年三月三十一日（第九條中別記第三百三十八号様式及び第四百四十一号様式による用紙については、昭和三十七年三月三十一日）までは使用することができる。</p> <p>一部改正〔昭和三十六年規則一〇号〕</p> <p>附 則（昭和三十六年三月三十一日規則第十号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和三十七年十二月十日規則第七十三号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて調整した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十八年三月三十一日までは所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（昭和四十五年十月十五日規則第七十三号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和六十一年六月十日規則第三十六号） この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。</p> <p>附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号） （施行期日） この規則は、平成十二年一月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十三年三月三十日規則第六十三号） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十五年三月七日規則第十三号）</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて調整した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十八年三月三十一日までは所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（昭和四十五年十月十五日規則第七十三号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和六十一年六月十日規則第三十六号） この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。</p> <p>附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号） （施行期日） この規則は、平成十二年一月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十三年三月三十日規則第六十三号） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十五年三月七日規則第十三号）</p>
<p>1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十三年三月三十日規則第六十三号） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十五年三月七日規則第十三号）</p>	<p>1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十三年三月三十日規則第六十三号） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十五年三月七日規則第十三号）</p>

<p>第二号様式</p> <p>全部改正〔昭和61年規則36号〕、一部改正〔平成二年規則89号・15年13号・17年25号・30年48号・令和2年70号・3年102号〕</p>	<p>第二号様式</p> <p>全部改正〔昭和61年規則36号〕、一部改正〔平成二年規則89号・15年13号・17年25号・30年48号・令和2年70号・3年102号〕</p>
<p>別記</p> <p>第一号様式</p> <p>(第三条)</p> <p>この規則は、令和四年一月一日から施行する。(後略)</p>	<p>別記</p> <p>第一号様式</p> <p>(第三条)</p> <p>この規則は、令和四年一月一日から施行する。(後略)</p>
<p>1 (施行期日)</p> <p>この規則は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>2 (経過措置)</p> <p>この規則の施行前に、改正前の旅館業法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 (経過措置)</p> <p>この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成十七年四月一日規則第五十五号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十九年三月三十日規則第三十三号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三十年七月十三日規則第四十八号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年十二月十四日規則第七十号)</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。</p> <p>2 (経過措置)</p> <p>この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (令和三年十二月二十八日規則第二百二号)</p> <p>この規則は、令和四年一月一日から施行する。(後略)</p>	<p>1 (施行期日)</p> <p>この規則は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>2 (経過措置)</p> <p>この規則の施行前に、改正前の旅館業法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 (経過措置)</p> <p>この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成十七年四月一日規則第五十五号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十九年三月三十日規則第三十三号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三十年七月十三日規則第四十八号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年十二月十四日規則第七十号)</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。</p> <p>2 (経過措置)</p> <p>この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (令和三年十二月二十八日規則第二百二号)</p> <p>この規則は、令和四年一月一日から施行する。(後略)</p>

<p>(第四条)</p> <p>全部改正〔昭和61年規則36号〕、一部改正〔平成15年規則13号・30年48号・令和3年102号〕</p>	<p>(第四条)</p> <p>全部改正〔昭和61年規則36号〕、一部改正〔平成15年規則13号・30年48号・令和3年102号〕</p>
<p>第三号様式</p> <p>(第四条)</p> <p>追加〔平成13年規則63号〕、一部改正〔平成15年規則13号・30年48号・令和3年102号〕</p>	<p>第三号様式</p> <p>(第四条)</p> <p>追加〔平成13年規則63号〕、一部改正〔平成15年規則13号・30年48号・令和3年102号〕</p>
<p>第四号様式</p> <p>(第五条)</p> <p>全部改正〔昭和61年規則36号〕、一部改正〔平成11年規則89号・13年63号・15年13号・30年48号・令和2年70号・3年102号〕</p>	<p>第四号様式</p> <p>(第五条)</p> <p>全部改正〔昭和61年規則36号〕、一部改正〔平成11年規則89号・13年63号・15年13号・30年48号・令和2年70号・3年102号〕</p>
<p>第五号様式</p> <p>(第六条)</p> <p>全部改正〔昭和61年規則36号〕、一部改正〔平成11年規則89号・13年63号・15年13号・令和3年102号〕</p>	<p>第五号様式</p> <p>(第六条)</p> <p>全部改正〔昭和61年規則36号〕、一部改正〔平成11年規則89号・13年63号・15年13号・令和3年102号〕</p>
<p>第六号様式</p> <p>(第六条)</p> <p>全部改正〔昭和61年規則36号〕、一部改正〔平成11年規則89号・13年63号・15年13号・令和3年102号〕</p>	<p>第六号様式</p> <p>(第六条)</p> <p>全部改正〔昭和61年規則36号〕、一部改正〔平成11年規則89号・13年63号・15年13号・令和3年102号〕</p>

## 第一号様式（第三条）

## 旅館業営業許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、事  
務所所在地及び代表者の氏名）

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨
- 5 営業施設の構造設備の概要
- 6 申請者（法人の場合にあつては、当該法人又はその役員（予定者））が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容

## 添付書類

- 1 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）
- 2 営業施設の配置図、正面図、側面図及び各階の平面図（施設の構造設備を明らかにした縮尺100分の1のもの）
- 3 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図（縮尺100分の1のもの）
- 4 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

## 第一号様式（第三条）

## 旅館業営業許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、事  
務所所在地及び代表者の氏名）

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨
- 5 営業施設の構造設備の概要
- 6 申請者等が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容

## 添付書類

- 1 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）
- 2 営業施設の配置図、正面図、側面図及び各階の平面図（施設の構造設備を明らかにした縮尺100分の1のもの）
- 3 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図（縮尺100分の1のもの）
- 4 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

改正後

第二号様式（第四条）

旅館業営業承継承認申請書（譲渡）

年 月 日

千葉県知事 様

譲受人  
住所  
氏名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、事務所  
の所在地及び代表者の氏名〕

譲渡人  
住所  
氏名

〔法人にあつては、その名称、事務所  
の所在地及び代表者の氏名〕

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 譲渡予定年月日 年 月 日
- 2 営業施設の名称
- 3 営業施設の所在地
- 4 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 5 譲受人（法人の場合にあつては、当該法人又はその役員（予定者）が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 3 譲受人が法人の場合にあつては、その役員（予定者）の名簿
- 4 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）

改正前

第二号様式（第四条）

旅館業営業承継承認申請書（譲渡）

年 月 日

千葉県知事 様

譲受人  
住所  
氏名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、事務所  
の所在地及び代表者の氏名〕

譲渡人  
住所  
氏名

〔法人にあつては、その名称、事務所  
の所在地及び代表者の氏名〕

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 譲渡予定年月日 年 月 日
- 2 営業施設の名称
- 3 営業施設の所在地
- 4 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 5 譲受人が法人の場合にあつては、当該法人又はその役員（予定者）が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 3 譲受人が法人の場合にあつては、その役員（予定者）の名簿
- 4 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）